

## PIで出た質問及び回答一覧

No.	質問の概要	回答の概要	備考
1	県南で制定するのは、白河市だけか。	現在、自治基本条例の制定に取り組んでいるのは、県南地域では白河市のみです。	
2	このような機会は、別途設けられるのか。	他の団体や企業の皆さんのところにもお伺いする予定ですし、別途パブリックコメント等も行っていく予定です。	
3	今後の策定までの具体的なスケジュールはどのようになっているのか。	今年の7月ぐらいまでを目処に素案を策定し市長へ提出した後、庁内で条例化の検討会を立ち上げ、来年の6月に開催される市議会へ条例案を提出していきたいと考えております。しかし、これはあくまで現時点での予定であり、市民会議や庁内検討会での検討の進み具合によっては、予定が前後することはあります。	
4	条例が制定されることで、目に見えて一番変わるものは何か。	すぐ目に見えて変わるというものは無いかもしれませんが、情報の共有、市民参画、協働といったこの条例に定められたことに基づいて市の政策などが実施されていき、また市民の皆さんにもまちづくりに参画していただくことで、まちづくりの仕方が少しずつ変わっていくものと思います。	
5	この条例は自治体の憲法に相当するものなのか。もしくは、自治体の目指すべき方向性を目指すという理念条例なのか。そのような理念条例の場合、この条例にそぐわないことを行った場合、それは条例違反ということと言えるのか。しぼりの程度はどの程度になるのか。「しなければならぬ」と規定しているにも関わらず、それに反する条例や政策を実行した場合、それは条例違反ということで罰則の対象になったりすることもあるのか。	理念を示す条例ということでもいいのかというご指摘については、確かに理念を示す部分もあろうかと思えます。しかし、その一方で、例えば市民参画や市政運営のところでは、それなりに具体的な書き方をしているところもあります。このため、単にまちづくりの方向性という理念を示すだけではなく、まちづくりをする上でこのような手法をとってほしいということを規定しているということからすれば、具体性がまったく無いわけではありません。また憲法に反したからといって直ちに罰則があるということにはなっていないと思えますし、罰則のあるなしということが縛りに結びつくという訳ではありません。また、条例違反ということがあり得るのかということですが、条例違反がまったく無いということになれば、それは理念をうたっただけということになろうかと思えますが、やはり、条例違反ということはあるのかなと考えております。それは、例えば情報の共有というところ而言えば、「市は市民からの意見の集約や反映に関する手続きを体系化するものとします。」ということを規定していますが、体系化していなければ、それはこの条例に反しているということになろうかと思えます。その上で裁判になるのかというところはまた別の話になるかと思えますが。このように条例に反するのか反しないのかという観点から、条例に反するよう判断する規定はこの条例の中にいくつかあると考えております。	

No.	質問の概要	回答の概要	備考
6	<p>条例には全体的には当たり前のことが書かれていると説明にあり、自治基本条例をつくることによって行政を拘束するものになると説明していたが、どう拘束されるのか、自治基本条例をつくることのメリットは何なのか。</p>	<p>この条例はあくまで基本的な原則を定めるものであり、それを踏まえて例えば財政の分野では、財政の分野のより具体的な条例等をつくっていくということが想定されているということをもまずご理解いただければと思います。また、当たり前のことが書かれているということでしたが、これは自治基本条例についてよく言われることです。しかし今まで明文化されていなかった当たり前のことを明文化することで、それが無くなるということを抑止するということも自治基本条例の目的の一つと言えると思います。また、市民参画や協働等の規定については、こういった規定を置いておくことで、今後の市の政策や市議会において条例等をつくる時に市民参画を推進してもらおうという方向性を出すことで、まちづくりが変わっていくのではないかと考えております。</p>	
7	<p>基本条例の中に尊重規定が入っているが、この条例ができることで、改正の必要な既存の条例がかなり出てくるのではないかと考えている。後からできた条例が先にできている条例を縛るということについて、どのように考えているのか。</p>	<p>法律学の観点から見ると、後法優先という考え方がありますので、この基本条例が優先することになります。最高規範とすると、必ずこの条例に従ってくださいとなり、この条例に抵触する条例は改廃してくださいということになってしまいますが、例えば、過去の条例で市民参画についてのことが何も触れられていない場合でも、この条例の趣旨を踏まえて過去の条例や政策も運用するということで対応してもらえれば、それでこの条例の主旨は尊重されたと判断できると考えています。</p>	
8	<p>前文は必要ではなく、目的規定だけでいいのではないかと。仮に前文を置くとしても、前文には時代が変わっても不変であるもののみを入れるべきと思う。そういう観点からすれば、東日本大震災に関する記載を前文に入れることは可能なのか。</p>	<p>確かに東日本大震災というのはこの時点ではすごくホットなトピックであるが将来そうではなくなるということは確かにあるかもしれません。しかし、条例制定時の想いというものを表現できるのは前文しかないと考えております。また、そのようなことが可能なのかという観点からすれば、日本国憲法の前文においても、第2次世界大戦の戦禍から立ち直ることがうたわれており、この時点でこの条例をつくったことの意味ということで、このようなことを書くことはあり得ると考えております。また、前文を置いた意味としましては、条例を策定した主旨を表現する際には目的だけでは足りないだろうということで前文を置いたということです。</p>	
9	<p>地方分権は地方に権限を委譲するということだと思いが、早く地方分権を進め、権限を委譲するべきというような国に対する要望について、条例の内容に入れ込むことは可能なのか。</p>	<p>この条例自体の主旨からは離れてしまうので、国への要望を書き込むのは難しいと考えます。</p>	

No.	質問の概要	回答の概要	備考
10	「しなければならない」とあるが、いつまでにしなければいけないというようなものがないと縛りとは言えないのではないかと。これからやりますというように言われてしまえばそれまでになってしまう。	この点につきましては、市民会議の議論の段階では詰めて議論されていない部分かなと感じましたので、持ち帰って会議の中で検討していきたいと思っております。今回は説明が十分ではなかったかもしれませんが、条例の推進・検証をする機関を設置することとしておりますので、ある程度期間が経過しても取り組みがされていないという状況があったとすれば、この推進・検証機関から市長へ提言が出されるということになるということをお願いさせていただきます。	
11	白河市のまち興しのメイン、白河と言えこれというものは何なのか。	分かりやすいものとしては、歴史などがあげられると思いますが、歴史以外にも、首都圏に近いという地理的優位性や自然、産業基盤など、非常に恵まれた地域資源に囲まれており、これらを活かしてまちづくりをしていくことが重要だと思います。	
12	白河らしいまちづくりとは。		
13	最高規範としている市町村はあるのか。	あります。大きく最高規範とするところと尊重規定とするところに分かれます。	
14	「市民参画の機会を平等に保障する」ということは具体的にどのように考えているのか。	機会の平等という意味では、市民の皆さんの意見を平等に吸い上げる機会を設定したいという主旨です。例えば、今まで情報が行き届いていなかったために参加できなかった人や参加したくても時間的に参加するのが難しかったというような人達に対しても、参加できるような色々なメニューを考えていってほしいというようなことです。	
15	市民の役割は「努める」となっているが、市議会や行政については「しなければならない」という表現になっている。これについては、市議会の了解はとっているのか。	市議会との具体的な調整は、庁内検討会の中で条例化してく際に行っていくこととしております。	
16	市議会や市の役割については「しなければならない」という義務付けとなっているが、地方自治法との整合性はとれているという理解でよいか、もしくは今後整合を図っていくのか。	地方自治法の規定に抵触することはないと考えております。	
17	地域づくりをやらうと思うと市の持っている情報を地域が持っていない。そのような情報を一番もっているのは市職員。市職員が行政とのつなぎ役として情報を地域に提供していくなど、まちづくりに積極的に関わるといったような役割については議論で出なかったのか。	一般市民としての市職員は他の一般市民と同じように捉えております。行政の立場としての市職員は、市の役割の中で捉えていくべきものであると思います。	
18	自治基本条例は、これからの白河市のまちづくりの基本となる仕組みということだが、企業にはどういったところを期待しているのか。	事業者等に記載されているとおり、専門性を活かした地域の発展への貢献や地域との交流・連携による協働のまちづくりの推進等です。	

No.	質問の概要	回答の概要	備考
19	市民参画は大切だけど、具体的にはどうやって全ての市民の意見を聞くのか。	意見シートに記載されていたため、その場で回答していない。	
20	市民参画とあるが、市民の意見を反映させると約束してもらえるのか。以前、合併の是非を問う住民投票が旧表郷村時代に行われ、反対が多数となったにもかかわらず、合併したということがあったので。	市民参画は、市の政策形成過程に市民の皆さんにどんどん参加していただき、市民の適切な意思をより政策に反映させていこうというものですので、参画していただいた皆さんから出た適切なご意見については、市の政策に反映されてくることとなります。	
21	総合計画の基本構想の議会の議決については、地方自治法では義務付けがなくなったが、あえて入れた理由は。	基本構想は、これからのまちづくりの大きな方向性を定めるものであるため、市議会の議決が必要であると考えたところです。	
22	危機管理について、南相馬市で条例を策定しているとのことだったが、南相馬市では危機管理に関する規定が入っていたのか。入っていたとしたら、今回の震災で機能したのか。	本市のようなまちづくりの主体間の連携や支えあいといった内容は規定されていません。南相馬市において、自治基本条例や防災計画等がどれだけ機能したのかということは、当方では把握しておりません。	
23	推進・検証する機関について、ケースバイケースで機関を設置して解散させていくものなのか、それとも、ある程度継続して委員を2～3年お願いしていくのか、そのようなところまで議論はされていないのか。	具体的に検討できていない点だと思しますので、今後検討していきます。	
24	推進と検証はそれぞれ別の組織が行っていくべきではないか。		